

# 事業所防災計画に定めておく項目

※ 東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で、定める事項は次のとおりです。

## 1 震災に備えての事前計画

定める事項			参照
1	任 務 分 担	防災についての任務分担	P 4
2	建 築 物 等	建築物、工作物、設備等の安全確保のための点検及び補強	P 5
3	家 具 等	家具、じゅう器、物品の転倒、落下及び移動の防止のための措置	P 6
4	危 険 物 等	危険物、毒物、劇物、高圧ガス等の貯蔵及び取扱場所の点検並びに転倒又は落下による漏えい及び流出防止措置	P 6
5	火 気 設 備 等	火を使用する設備、器具等の点検及び安全措置	P 7
6	消 火 器 等	消火器等の準備及び適正管理	P 7
7	避 難	建物からの安全避難の確保及び点検	P 8
8	資器材・非常用物品等の準備	救出、救護等の資器材及び非常用物品の準備並びに保管	P 9
9	教 育 訓 練	防災についての教育及び訓練	P 10
10	連 携 協 力	周辺地域の事業所、住民等との連携及び協力体制の確立	P 11
11	地震情報発令時	南海トラフ地震臨時情報発令時等の対応措置	P 11
12	安否確認の周知	家族等との安否確認のための連絡手段の確保	P 12
13	一斉帰宅の抑制	従業員、児童、生徒等及び他の在館者（以下「従業員等」という。）の一斉帰宅の抑制	P 13
14	帰宅困難者対策	従業員等その他事業所における帰宅困難者に対する情報の提供、保護支援、混乱防止対策	P 14
15	そ の 他	その他事業内容から災害予防に必要な措置	P 15

## 2 震災時の活動計画

定める事項			参照
1	任 務 分 担	震災時の任務分担	P16
2	緊 急 地 震 速 報	緊急地震速報を活用する場合の対応措置	P17
3	初 期 消 火	出火防止及び初期消火活動	P18
4	危 険 物 等	危険物、毒物、劇物、高圧ガス等の流出及び漏えい時の緊急措置	P19
5	救 出 救 護	初期救助及び初期救護活動	P20
6	情 報 収 集	被害状況の把握、情報収集、伝達等	P21
7	避 難	避難場所及び避難方法	P21
8	連 携 協 力	周辺地域の事業所及び住民に対する初期消火活動 その他震災対策活動の協力	P23
9	安 否 確 認 の 実 施	家族等との安否確認の実施	P23
10	待 機 ・ 安 全 な 帰 宅	従業員等の施設内における待機及び安全な帰宅のための活動	P24
11	そ の 他	エレベータの閉じ込め対策	P26

## 3 施設再開までの復旧計画

定める事項			参照
1	ライフライン対策	ガス、電気、上下水道、通信途絶時の対策	P27
2	二 次 災 害 防 止	危険物、ガス、電気等に関する二次災害発生防止措置	P27
3	被 害 状 況 把 握	被害状況の把握	P28
4	復 旧 作 業	復旧作業等の実施	P29